

平成19年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成19年12月17日 午前10時39分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君	
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君	
	1	番	小	磯	節	子	君	
	2	番	石	田	安	夫	君	
	3	番	蛭	澤	幸	一	君	
	4	番	野	口		圓	君	
	5	番	藤	枝		浩	君	
	6	番	鈴	木	裕	士	君	
	7	番	鈴	木	貞	夫	君	
	8	番	西	山		猛	君	
	9	番	村	上	典	男	君	
	10	番	石	松	俊	雄	君	
	11	番	畑	岡		進	君	
	12	番	海老	澤		勝	君	
	14	番	中	澤		猛	君	
	15	番	上	野		登	君	
	16	番	横	倉	き	ん	君	
	17	番	町	田	征	久	君	
	18	番	大	関	久	義	君	
	19	番	市	村	博	之	君	
	20	番	野	原	博	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君	
	22	番	柴	沼		広	君	
	23	番	小園	江	一	三	君	
	24	番	須	藤	勝	三	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君	
	26	番	常	井	好	美	君	
	27	番	海老	澤	勝	男	君	

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 6 号

平 成 1 9 年 1 2 月 1 7 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 請 願 第 19-3 号 日 豪 E P A / F T A 交 渉 に 対 す る 請 願 書

請 願 第 19-4 号 「 平 成 20 年 度 以 降 も B S E 全 頭 検 査 を 継 続 す る こ と を 求 め る 」
請 願 書

請 願 第 19-5 号 高 齢 者 に 負 担 増 と 差 別 医 療 を 強 い る 2008 年 4 月 実 施 の 後 期 高 齢
者 医 療 制 度 の 中 止 ・ 撤 回 を 求 め る 請 願 書

- 日程第3 議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）
- 議案第110号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま）
- 議案第111号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第112号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外5施設）
- 議案第113号 土地改良事業の施行について
- 議案第114号 市道路線の認定について
- 議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議員提出議案第3号 道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書について
- 追加日程
- 日程第5 議案第125号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第127号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第128号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第4号）

- 議案第 129号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 130号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 131号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 132号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 133号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 134号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 135号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 136号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)

日程第7 委員会提出議案第6号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 請願第19-3号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書

請願第19-4号 「平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」
請願書

請願第19-5号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢
者医療制度の中止・撤回を求める請願書

日程第3 議案第 101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第 102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第 103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第 104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

議案第 105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 106号 指定管理者の指定について(笠間市心身障害者福祉センター)

議案第 107号 指定管理者の指定について(笠間市地域福祉センター「笠間
市友部社会福祉会館」)

議案第 108号 指定管理者の指定について(笠間市いこいの家「はなさか」)

議案第 109号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センター)

議案第 110号 指定管理者の指定について(笠間市福祉センターいわま)

議案第 111号 指定管理者の指定について(北山公園)

議案第 112号 指定管理者の指定について(笠間市総合公園外5施設)

議案第 113号 土地改良事業の施行について

- 議案第 114号 市道路線の認定について
- 議案第 115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第 116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第 124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議員提出議案第3号 道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書について
追加日程
- 日程第5 議案第 125号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第 126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 127号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 128号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 129号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 130号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 131号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 132号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 133号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 134号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 135号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第 136号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第7 委員会提出議案第6号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について

午前10時39分開議

開議の宣告

議長(石崎勝三君) 皆さんおはようございます。定刻よりおくれましたが、ただいまより始めたいと思います。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番萩原瑞子君、14番中澤 猛君を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時04分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第19-3号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願

請願第19-4号 「平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」請願書

請願第19-5号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書

議長（石崎勝三君） 日程第2、請願第19-3号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書から、請願第19-5号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書まで3件を一括議題といたします。

これらの請願につきましては、所管の委員会の審査が終了しておりますので、委員長から委員会の審査の経過と結果についてご報告を求めます。

初めに、産業経済委員会委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 今期市議会定例会において、産業経済委員会に付託になりました2件の請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月10日午前10時から第3委員会室において開催し、全委員が出席し、審査を行いました。

まず、請願第19-3号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書についてご報告申し上げます。

この請願の内容を申し上げますと、日本とオーストラリアの経済連携協定及び自由貿易協定の交渉により、農産物輸入関税の全面的な撤廃になれば、日本の農業と食料に壊滅的な影響を及ぼすことが危惧されます。

そのため、その交渉に当たる国に対し、日本の農林水産物の重要品目を除外し、その除外が受け入れられない場合交渉を中断すること、また、農産物貿易交渉に当たっては、国内農業の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本にすることを内容とする意見書を提出してほしいというものであります。

産業経済委員会では、願意妥当と認め、全会一致をもって請願第19-3号を採択とすることに決定した次第であります。

次に、請願第19-4号 平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める請願書についてご報告申し上げます。

この請願の内容を申し上げますと、平成17年から20カ月月齢以下の若齢牛のBSE検査をしなくてもいいということが国で決まりました。それによりまして、全国では国のBSE検査はしなくなりましたが、茨城県を含めると畜場を管理する全国の自治体は、県として独自に全頭検査を続けております。

その中でも、山形県、宮崎県、京都府は、平成20年度以降も継続するとしています。

茨城県の場合、現時点で、平成20年度以降も継続するかどうか結論が出ていないので、平成20年度以降も全頭検査を継続することを茨城県に対し要望してほしいという内容のものであります。

産業経済委員会では、食の安全を考えた場合、茨城県民を守るよう県に要請すべきということから、願意妥当と認め、全会一致をもって請願第19-4号を採択とすることに決定した次第であります。

ただし、議会からの意見書提出は求められていませんので、市長から茨城県に対し要請することが適当であると考え、この請願を採択した際には、地方自治法第125条によりこの請願を市長に送付し、その処理の経過と結果の報告を求めることを決定した次第であります。

議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、文教厚生委員会委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 文教厚生委員会の請願の報告をいたします。

今期市議会定例会において、文教厚生委員会に付託になりました請願第19 - 5 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月10日午前10時から委員会室において、全委員が出席し、委員会を開催、審査を行いました。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から75歳以上の方が加入する新しい医療制度で、既に県内全市町村で組織する茨城県後期高齢者医療広域連合が設立され、制度のスタートに向け業務がなされております。

以上のことから、当委員会では、国の新しい医療制度であることなどをかんがみ、全会一致をもって不採択とすることに決定をした次第であります。

議員各位におかれましても、制度の趣旨をご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

議長（石崎勝三君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

〔7番 鈴木貞夫君登壇〕

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

請願第19 - 5号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書について討論を行います。

茨城県社会保障推進協議会の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書を横倉きん、鈴木貞夫が紹介議員として提出しましたが、文教厚生委員会において審議されまして、不採択との決定がなされました。この後期高齢者医療制度の市民への与える影響は余りにも大きいものがあり、本会議において採択していただきたく、討論を行うものであります。

この制度は、来年4月から実施するとし、75歳以上と65歳から74歳の障害のある人を、ほかの世代と切り離し高負担と差別医療を押しつけるものです。この内容が明らかにされ

る中で、高齢者を初めとして、多くの国民、自治体、地方議会、広域連合議会や医療関係者の中から一斉に批判の声が上がり、中止や見直しを求める多くの意見書や要望書が決議され、提出されております。

福田内閣、自民、公明の政権与党は、本来の保険を施行するに当たり、半年から2年の間一部凍結せざるを得なくなっておりますが、その内容は、今まで健保の扶養家族で保険料の支払いが必要なかった人で根本的に制度を変える内容ではありません。この制度が発足前から破綻していることを示しているのではないのでしょうか。

全国の都道府県の広域連合議会が、今、保険料の決定を行っておりますが、所得の低い人ほど負担増となり、高所得者が今までより負担が軽減される結果ともなっております。

その一方で、医療給付は包括制となって、診療を受けられる額の上限が決められ、病気が治らないのに保険が使用できず、その上保険料を取られ続けるようなことは許されません。諸外国を見ても、国民皆保険が確立している国々でも、年齢で差別し、保険料や医療内容に格差をつけている国はありません。

政府は、高齢者の医療を抑制し現役世代のためと言っておりますが、高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪ってしまうことになりかねません。高齢者を扶養している現役世代にも重い負担となっております。

高齢者に重い過酷な負担と差別医療を強いるこの制度、余りにも拙速過ぎるこの制度は中止すべきものと訴え、議員諸君の賛同をいただきますようお願いし、私の討論を終わります。ありがとうございます。

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、請願第19 - 3号 日豪EPA / FTA交渉に対する請願書について、委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第19 - 4号 平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める請願書に対する委員長の報告は、採択とすべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第19 - 5号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢

者医療制度の中止・撤回を求める請願書に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決しました。

-
- 議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）
- 議案第110号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま）
- 議案第111号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第112号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外5施設）
- 議案第113号 土地改良事業の施行について
- 議案第114号 市道路線の認定について
- 議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議長（石崎勝三君） 日程第3、議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）までの24件を一括議題といたします。

まず、各常任委員会の委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長より報告を願います。

委員長海老澤 勝君。

〔総務委員長 海老澤 勝君登壇〕

総務委員長（海老澤 勝君） 総務委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において、総務委員会に付託になりました条例の一部を改正する条例3件、補正予算（第4号）につきまして、その審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月7日午前10時から第1委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案の内容についてであります。議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、行財政改革の一環として特殊勤務手当の見込みを行うものであります。

議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、整備するものであります。

議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児短時間勤務等に関する規定を加えるための改正であります。

議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管は市長公室、総務部、消防本部関係で、主に、精算金額の確定、入札等による減額、あるいは友好都市再協定締結、コンビニ収納業務に係る経費の計上などであります。

次に、審査の過程におきまして議論されました主な事項を申し上げますと、議案第101号から議案第103号までの条例の一部を改正する条例については、条例改正の根拠や育児休業の取得者数、給与等について、執行部との間に活発な質疑応答が交わされました。

また、議案第115号 笠間市一般会計補正予算（第4号）では、植芝盛平氏とのかかわり、シンククライアントシステム導入、選挙の投票時間の繰り上げによる時間外勤務手当の減額、滞納整理の体制や要領、就業不能補償等の算出についてなどの質疑応答が交わされました。

審査の結果、議案第101号から議案第103号までは、各議案とも内容を適切なものと認め、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第115号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、文教厚生委員会委員長より報告願います。

委員長海老澤勝男君。

〔文教厚生委員長 海老澤勝男君登壇〕

文教厚生委員長（海老澤勝男君） 文教厚生委員会の報告をいたします。

今期市議会定例会において、文教厚生委員会に付託になりました案件について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会では、12月10日午前10時から第2委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長などの出席を求め、審査を行いました。

まず、議案の内容及び質疑となった主なものを申し上げますと、議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、社会経済状況の変化に対応すべく大人の使用料の上限額を改正するものであります。

議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、関連法令の一部改正に伴い、特別徴収に関する規定を加えるものであります。

議案第106号から議案第110号までの指定管理者の指定については、それぞれ施設の管理を社会福祉法人笠間市社会福祉協議会に行わせ、サービスのさらなる向上を図るもので、指定期間は3年から5年でございます。

議案第112号 指定管理者の指定は、笠間市総合公園ほか体育施設を含む5施設を民間の業者に管理を行わせるものであって、指定期間は5年であります。

質疑では、指定管理者に管理を移行することにより委託料の従前との比較、職員の配置、人件費、さらに海洋センターの使用料などについて質疑応答が交わされました。

議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管事項の中で質疑となった主なものは、図書館費の臨時雇い賃金、市民活動課における公用車の貸出料などについて質疑応答が交わされました。

議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）の2議案については、特に質疑はなく、議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、地域介護・福祉空間整備事業についての質疑がなされたわけであります。

審査の結果、各議案とも内容を適切なものと認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

〔「暫時休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前 11 時 31 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済委員会委員長より報告を願います。

委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君） 命によりまして、産業経済委員会の報告をいたします。

今期定例会において、産業経済委員会に付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月10日午前10時からと12月17日、第3委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

ここに、その付託された3議案の審査の経過と結果を議案順に申し上げます。

まず、議案第111号 指定管理者の指定についてであります。

これは、地方自治法に基づき、北山公園の管理を指定管理者として笠間市造園建設業協同組合に来年4月1日から行わせるものであります。

質疑では、現在の北山公園の管理の状況や、その現在の状況と指定管理者になった場合との比較などについて質疑がなされました。

次に、議案第113号 土地改良事業の施行についてであります。

これは、霽用水の農業水利事業にかかわるものでありまして、その中で、基幹水利施設である四つの揚水機場の管理運営を、関係する13の市町で行うに当たり議会の議決を求められているものであります。

平成21年度に国営事業が終了予定であります。現在も、国営にかかわる揚水施設の負担は笠間市でも負担しています。その中から、今回の管理運営分を支出するということであり、新たな市の負担、受益者の負担は生じないということでありまして。

質疑では、その新たな負担が生じない理由について質疑がありました。

次に、議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。

そのうち当委員会所管分としては、農業委員会事務局、産業経済部関連の補正でありまして、その主な内容を申し上げますと、農業者年金の事務費委託に関する補正、茨城・栃木県境地域の鳥獣害防止対策協議会関係の補正、佐白山周辺整備や観光周遊バス関係の減額、農道改良舗装工事の減額、土地改良関係事業費の増減などが主な内容となっております。

質疑では、周遊バスの愛宕山におけるバス停や、菊まつりにおける稲荷神社と笠間市との関係、そして茨城・栃木県境地域の鳥獣害防止対策協議会関係予算の減額理由などについて質疑がなされました。

審査の結果、産業経済委員会へ付託された3議案については、いずれも全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 次に、土木建設委員会委員長より報告を願います。

委員長常井好美君。

〔土木建設委員長 常井好美君登壇〕

土木建設委員長（常井好美君） ご報告申し上げます。

今期市議会定例会において、土木建設委員会に付託になりました議案について、その審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月7日午前10時から、第4委員会室において、委員全員のほか、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

付託された8議案の審査の経過と結果を議案順に申し上げます。

まず、議案第114号 市道路線の認定についてであります。

8路線の道路認定でありまして、合併関連事業として今後整備される友部池野辺線や才木友部線、来栖本戸線のほか、先ごろ笠間西インターまで開通しました北関東自動車道の上加賀田地内の側道などを内容とするものであります。

質疑では、今回議案に添付されている図面や認定路線における今後の事業の完成予定時期について、さらに、県からの移管や民間の開発行為によって認定される市道路線の道路規格水準の確保などについて質疑がありました。

次に、議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。

そのうち当委員会所管分としては、都市建設部関連の補正でありまして、その主な内容を申し上げますと、道路維持費における工事請負費の増額や緊急地方道路整備費の工事請負費の減額のほか、市幹線道路整備費における岩間八郷線、友部池野辺線、友部1級12号線、友部2級10号線などの予算の組み替えを内容とするものであります。

また、友部駅周辺事業費では、補償費から工事請負費へ予算を組み替えし、岩間駅周辺整備事業費では、買収同意者の変更による公有財産購入費の減額や補正費の増額がその主な内容であります。

質疑では、友部駅周辺や岩間駅周辺の家屋移転補償費の内容や、整備される1級12号線の現道の扱いなどについて質疑がありました。

次に、議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

人件費の減額が主なものであり、その他事務所の光熱水費や受益者負担金計算業務委託料の増額などを内容とするものです。なお質疑はありませんでした。

次に、議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入で、事業費の決定による分担金、県補助金、地方債の減額のほかに、新規加入者分や滞納繰越分による分担金の増額が主な内容であります。

歳出では、事業費の決定による設計業務委託料や工事請負費の減額がその主な内容であります。

質疑では、受益者負担金の繰越滞納分の内訳や工事請負費減額の理由、地方債の利率などについて質疑がありました。

次に、議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）であります。

人件費の減額のほか、量水器や給配水設備の修繕費による増額、消火栓設置費の確定による一般会計の負担金の減額が主な内容であります。

なお、質疑はありませんでした。

次に、議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）であります。

第3次拡張事業の確定による継続費設定額、企業債及び工事請負費の減額補正のほか、県水の受水費の減額、給配水施設の修繕等の減額をその主な内容とするものであります。

質疑では、友部拡張事業費の支出と収入の関係について、県水の受水費の減額の理由について質疑がありました。

次に、議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）であります。

配水補償の工事収益の減や、消火栓設置費の確定による一般会計負担金の減額のほか、受託工事費や配水施設建設費の減額をその主な内容とするものであります。

なお、質疑はありませんでした。

次に、議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）であります。

人件費の増額と予備費の減額を内容とするものであります。

なお、質疑はありませんでした。

審査の結果、付託されました全議案について、全会一致によりまして原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（石崎勝三君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、国保被保険者全員が、65歳以上75歳未満の世帯から国保税を年金から天引きする、いわゆる普通徴収から特別徴収にするというものです。対象者は、年額18万円以上の年金を受給していること、国保税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていないこととなっています。

反対の第1点は、特別徴収、普通徴収の判定例で見ても幾通りもあり、また年度途中で65歳になる場合、75歳以上になる場合等々での違いがあり、事務手続も煩雑になり、事務の効率化に逆行すると考えます。

第2点としましては、月額1万5,000円の年金受給者で見ると、国保税と介護保険料合わせて2,900円、年金額の約2割が年金から天引きされてしまいます。

昨年の民医連の全国2万人調査が示す高齢者の生活実態調査で、本人収入月10万円未満が約4割を占めています。笠間市においても、国保税滞納世帯が2割を超えています。この現状から見ても、一方的に年金からの天引きは、低所得者にとって暮らしが立ち行かなくなるのではないのでしょうか。憲法25条は、健康で文化的な最低限度の生活を保障しています。

第3点は、これまで国保税の支払いが大変な方には、納税相談を行うことなどの対応がとられてきました。特別徴収になれば、納税相談もできなくなります。生活費非課税の観点から見ても問題です。

以上の点から、条例改正に反対するものです。

議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、討論を終わります。

議長（石崎勝三君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第113号 土地改良事業の施行についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第114号 市道路線の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

議員提出議案第3号 道路整備の推進と必要な財源確保に関する意見書について

議長（石崎勝三君） 日程第4、議員提出議案第3号 道路整備の推進と必要な財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

26番常井好美君。

〔26番 常井好美君登壇〕

26番（常井好美君） 説明をいたします。

議員提出議案第3号

道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成19年12月17日

笠間市議会議長 石 崎 勝 三 様

提出者	笠間市議会議員	常 井 好 美
賛成者	笠間市議会議員	藤 枝 浩
〃	〃	鈴 木 裕 士
〃	〃	鈴 木 貞 夫
〃	〃	中 澤 猛
〃	〃	野 原 義 昭
〃	〃	柴 沼 広

提案の理由であります。本市の道路整備がまだ不十分な状況にかんがみ、地方における道路整備財源の充実を図るとともに、北関東自動車道の早期全線供用や市内国道の慢性的な渋滞と危険箇所の解消と幹線道路の整備を促進し、あわせて生活に密着した本市道の整備と維持管理に対する支援策を国に求めるため、本案を提出するものであります。

なお、意見書につきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書

笠間市は、茨城県の中央部に位置し、県立自然公園を始めとする恵まれた自然環境と多くの文化・歴史的資産を有する県内屈指の観光地として知られている。

また、本市は、JR常磐線や水戸線、国道50号、355号などの主要な鉄道・道路が交差しているほか、常磐自動車道や北関東自動車道が通る交通の要衝でもある。

このため、目指すべき将来像を「文化交流都市」と位置付け、様々な交流を発展的に展開していく中で、恵まれた地域資源に磨きをかけ、新たな価値の創造を図っているところである。

しかしながら、広域幹線道路は慢性的な交通渋滞をきたしており、迂回車輛の市街地流入等により、交通危険や騒音、一般道の渋滞や破損等、市民の身近な生活環境にも影響を及ぼしている。

一方、本市の市道は3,855路線、総延長約1,500キロメートルを有しており、1級市道は、国庫補助の導入により重点的に整備しているものの、2級その他の未改良、未舗装の市道は市単独費を投入しても、市民が満足できる水準には程遠い状況にある。

また、維持管理においても、交通量の増大等により改良当時の路盤構成では対応できない路線をはじめ、市民からの補修要望に対応が追いつかない状況となっている。

については、本市の道路整備が未だに不十分な状況に鑑み、国においては以下の施策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については現行の税率を維持し、安定的確保を図るとともに、地方における道路整備財源の充実を図ること。
2. 観光や地場産業、緊急医療体制の基盤となり「文化交流都市」の実現に資する北関東自動車道の早期全線供用を図ること。
3. 慢性化している国道50号の渋滞と危険箇所の解消を図るとともに、国道355号をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。
4. 生活に密着した市道の整備及び維持管理に対する支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月17日

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

財務大臣

以上、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げて、説明といたします。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) 討論を終わります。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程追加

議長(石崎勝三君) ここでお諮りいたします。

市長並びに産業経済委員会委員長から、議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午後零時13分休憩

午後 1 時 1 6 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 2 5 号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第 5、議案第 125 号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 125 号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成 19 年度の人事院勧告に準じて職員の給与を改定するために提案するものであります。

詳細につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 議案第 125 号につきまして説明をさせていただきます。

大変申しわけございません。議案第 125 号でございますが、12 ページのところからお願いをいたしたいと思っております。

議案第 125 号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足して説明を申し上げます。

本案は、平成 19 年度の人事院勧告により、若年層、これは 30 歳前後でございます。この若い方たちまでの職員に限定した俸給月額引き上げがございます。それから、子等に係る扶養手当の引き上げ及び勤勉手当を 0.05 カ月引き上げるために提出するものであります。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げました 12 ページでございますけれども、一番上、条例の 11 条でございます。3 項、上から 3 番目になりますけれども、この中でアンダーラインが引いてございます、配偶者以外の 1 人について 6,500 円ということでございます。これは右側を見ていただきますと 6,000 円で、1 人について扶養 500 円を引き上げるとしたものでございます。これに伴う部分で、下につきまして 3 項内、これに伴う所要の改正がございます。

13 ページをめくっていただけますでしょうか、次のページでございます。

新旧対照表上から 2 行目になります。勤勉手当につきましては、0.05 カ月引き上げるために、本年 12 月に支給する場合の率を 100 分の 72.5 から 100 分の 77.5 に引き上げるものでござ

ざいます。この引き上げによりまして、大ざっぱでございますが、年間で6,500円から2万円ぐらいの引き上げになるかと思えます。

続きまして、下のページ、14ページでございますけれども、給料表でございます。新旧対照、14ページでございますけれども、これは第1表行政職の給料表でございます。それから、16ページの別表2、これにつきましては消防職の給与表の新旧でございます。それから、めくっていただきまして、18ページの別表3につきましては、医療職給料表でございます。19ページ、これにつきましては、同じでございますけれども、2、3と、栄養士、それから看護師が3でございます。そういう部分の改定がなされた部分で、これにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、若い職員、30歳、年齢はちょうどお話し申し上げて申しわけないですが、18歳から30歳程度の方まで、30歳を大きく超える方から定年間近い部分につきましては、一切の改正はございません。

それで、今回の改正で、当笠間市の部分では98名が該当いたします。額につきましては、月200円から最大で2,300円でございます。平均的には1,330円の改正ということで、この中に98人が該当する部分を、今、新旧表であらわさせていただきます。

続きまして、新旧対照表の23ページになります。勤勉手当でございます。先ほど、ことしの12月に支給する率を100分の77.5としました。これは0.05を1回で支給するというところで、ただ、20年来年の4月以降については、6月と12月がございますので、0.025カ月ずつということで100分の75とするものでございます。

以上でございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） この値上げの問題は結構なんです。この理由というのは、今まで私たち議員も公務員も、ともかく引き下げているような状態の流れで、30歳から18歳までの人を引き上げる理由というのは、民間に照らし合わせた引き上げなのか、どういう理由があるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 畑岡議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

人事院勧告ということで、先ほど申し上げさせていただきました。公務員と民間の差ということの中で、ことしの4月の月給で調査いたします。その月額給与で調査している部分で、企業の規模と申しますと50人以上の事業所で、全国で約1万200社を調査いたしまして、民間と公務員の差の比較をいたしまして、その差に当たる部分を人事院勧告として勧告をされるものでございます。それ以上の年齢、先ほど言いました若い方以外については、今回は勧告はございません。今までどおりでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） わかりました。

それで、私が質問したという理由は、社会福祉協議会の職員も、結局この公務員並みの給与になっているわけですよね。そういう流れの中で、民間指定にしているわけですから、公務員並みに準ずるということは、職員の明細を見てもと上がっているわけですよね。これ、社会福祉協議会に一回提案したのとちょっと似ているんですが、そういう中でちょっと腑に落ちない点があるわけですね。指定管理者の意味そのものが揺らぐわけですよね。そういう点は、執行部の方ではどのように思っているか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 今、社会福祉協議会というお話をいただきました。それで、あくまで私どもの方で申し上げさせていただきますと、市の給与の改定ということの中で今お願いをさせていただいて、福祉協議会については、大変申しわけございません、組織的に違う部分がございます。ただ、今お話しいただいたように多分準ずるような形になっているのかとは思いますが、その部分は組織として市の組織から離れるものでございますので、大変申しわけないですが、ここではちょっとその部分については控えさせていただきます。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） 何をわけのわからないことを言っているか、ちょっとわからないけれども、福祉部長もいるでしょうよ。そういう流れで、給与が算定合わせているのが、ある部長がちゃんと言っているわけですよ。職員の給与に関するものですから、これ同じなんですよ。この同じ表が出ているわけですから。職員の給与で福祉協議会の方に出ないから私いいですよ。出ているんですよ、同じものが。わからないなんて、そういう物の言い方はおかしいんじゃないの、部長やっていて。ちゃんと説明しなさいよ。わからないなんて、何言っているの、わけのわからないこと。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 畑岡議員のご質問にお答え申し上げます。

社会福祉協議会につきましては、うちの方の社会福祉課が窓口になっておりまして、団体の育成ということで社会福祉に準じまして協議をしているところでございます。

そういう中で、社会福祉協議会につきましても、大部分が運営補助ということで、給与の部分、人件費の部分でございますので、これらにつきましては、よく協議をしながら適正な人事管理を行うように今後ともやってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） ほかにありませんか。

9 番村上典男君。

9 番（村上典男君） 内容について、今、畑岡議員がおっしゃったような内容の質問ではあったんですが、この表題の人事院勧告、19年度人事院勧告に準じてという提案理由の説明をいただきましたけれども、これはけさですか、出たのは。それとも先週の金曜日あたりですか、まずそれを伺いたい。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 村上議員の部分にお答えさせていただきたいと思います。

人事院勧告につきましては、11月26日ということで議決がなされて、11月30日に告示ということになっております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9 番村上典男君。

9 番（村上典男君） もう1回聞きますが、きょうは何日ですか。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） お答えをさせていただきます。

12月17日でございます。

議長（石崎勝三君） 9 番村上典男君。

9 番（村上典男君） さっきも全協で私は言いましたが、11月26日に人事院勧告が出ていて、資料が出てきたのはついさっきと。要するに、出ていたのは気がつかなかったわけですね、けさまで。それで、けさ大慌てでつくったということの解釈でよろしいでしょうか。もしくはそれは意図的に当初に出さなかったということなんですか。

なぜこんな馬に食わせるほどの膨大な資料が今ごろ出てくるんだということですよ。もっと前にできているのであれば、金曜日の夜に副市長と深沢さんが夜駆け回って配って歩いたんだから、なぜそのときに一緒に説明に歩けなかったんですか。何できょうお昼もとってないような最終日に、こんな膨大な馬に食わせるような資料出すんですか。明らかにあなたの怠慢でしょう。11月26日に出ているやつが、だからきょう聞いたんですよ。きょうは11月28日だと思った、私は。おかしいだろう。それが一つですよ。

本当は、これ会計管理者、伺いたいんですが、これがきょう出ることはご存じだったんですか。内容もちゃんと把握していますか。この2点聞きたいです。

議長（石崎勝三君） 市長公室長 永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 村上議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

人事院勧告は8月に出ております。ただ、今回、私どもの方も当初で予算は組みました。ところが、国会の方で議決関係がちょっと定かでない部分がありました関係上、一たん組み直しをさせていただきました。これは大変ご指摘のとおりでございます。私どもの方も大変申しわけなく思っております。最初は、最初から議案として提出をさせていただく

ことで全部手配をしました。ところが、国会の行方が定かでないということでございますので、国より先にとすることはできませんので、大変申しわけありませんが、その締め切りの関係で、予算を組む部分、そういうことで大変このようなことで急になりましたことについては大変申しわけなく、追加で提出させていただいたことについても大変申しわけなく思っております。

そういういきさつがございまして、大変この部分につきましては申しわけなく思っているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 会計管理者成田 均君。

会計管理者（成田 均君） ただいまのご質問でございますが、議案としまして会期中に間に合えば、そのような形で調整する段階を聞いております。

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第127号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第128号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第4号）

議案第129号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第130号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第131号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第132号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第133号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）

議案第134号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）

議案第135号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）

議案第136号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)

議長(石崎勝三君) 日程第6、議案第126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第5号)から議案第136号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第5号)から第136号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴う人件費の補正予算であります。

詳細につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長(塩田満夫君) 議案第126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,976万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億5,192万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、まず歳入につきまして、8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページに示してございますように、財政調整基金から1,976万6,000円を繰り入れてございます。

次に、歳出でございますが、23ページをお開きいただきたいと思っております。後ろから1枚目になります。給与費明細書に示してございますように、職員709名分の給料、職員手当、共済費で1,910万6,000円の増額でございます。

また、お戻りいただきまして、12ページをお開きいただきたいと思っております。

民生費の社会福祉費の方にございますように、国民健康保険、介護保険、老人保健それぞれの特別会計への給与費等の繰出金が66万円ほどの増額となっております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長(仲村 洋君) 議案第127号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計

補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80億225万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、歳入につきましては、5ページをごらんいただきたいと思います。一般会計から34万8,000円を繰り入れております。

歳出につきましては、7ページの給与費明細書に示してありますように、職員14名分の給料、職員手当及び共済費34万8,000円の増額でございます。

続きまして、議案第128号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

同じく議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,582万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。一般会計より2万6,000円を繰り入れております。

歳出につきましては、6ページの給与費明細書に示してありますように、職員1名分の職員手当2万6,000円の増額でございます。

以上で、補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 命によりまして、議案第129号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,205万1,000円とするものでございます。

5ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、一般会計から28万6,000円を繰り入れいたしまして、歳出でございますが、6ページの給与費明細書に示すように、職員数12名の給料、職員手当、共済費でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第130号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本案は、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,713万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、歳入につきましては、4ページをお開き願います。下水道事業基金繰入金から43万6,000円を繰り入れております。

歳出につきましては、6ページをごらんいただきたいと思ひます。給与費明細書に示してありますように、職員18名分の給与、職員手当及び共済費で43万6,000円の増額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第131号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本案は、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴い、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとします。

3ページをごらんいただきたいと思ひます。

第1表歳出、1款農業集落排水事業費12万3,000円を追加し、予備費12万3,000円を減額し、歳出合計4億4,951万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、5ページをお開き願います。

給与費明細書に示してありますように、職員5名分の給与、職員手当及び共済費で12万3,000円の増額でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第132号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思ひます。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。収入支出それぞれ73万8,000円を増額し、収入支出それぞれ5億2,852万9,000円に補正するものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり改めるもので、職員給与費を2億3,765万2,000円とするものです。

詳細につきましては、8ページの補正予算明細書にてご説明申し上げます。

収入については、医業収益、その他の医業収益を73万8,000円補正するもので、支出につきましては、給与費を73万8,000円補正するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第133号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴い、第2条の収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用12万2,000円増額し6億5,731万2,000円に、4項予備費12万2,000円減額し959万1,000円とするものでございます。

第3条の資本的支出につきましては、1款資本的支出1万7,000円増額し2億3,798万6,000円とするものでございます。

支出につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

給与費明細書に示してありますように、職員6名分の給与、職員手当及び共済費で13万9,000円の増額でございます。

続きまして、議案第134号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴い、第2条の収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用23万7,000円増額し6億695万円に、4項予備費23万7,000円減額し3,022万2,000円とするものでございます。

支出につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

給与費明細書に示してありますように、職員9名分の給与、職員手当及び共済費で23万7,000円の増額でございます。

続きまして、議案第135号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴い、第2条の収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用9万円増額し3億1,263万円に、4項予備費9万円を減額し382万8,000円とするものでございます。

支出につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

給与費明細書に示してありますように、職員3名分の給与、職員手当及び共済費で9万円の増額でございます。

続きまして、議案第136号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、笠間市職員の給与に関する条例の改正に伴い、第2条の収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用2万6,000円増額し3,291万2,000円に、4項予備費2万6,000円減

額し215万4,000円とするものでございます。

支出につきましては、3ページをごらんいただきたいと存じます。

給与費明細書に示してありますように、職員1名分の給与、職員手当及び共済費で2万6,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

質疑に入ります。

6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 議案第132号、市立病院の補正ですけれども、一番最後の8ページで、いわゆる収入について、文書料、介護意見書等で収入を賄うという形になりますね。そうしますと、文書料、介護意見書、これの値上げの話はありませんから、患者数がふえる見込みなのか、それとも当初予算が全くでたらめなのか、その辺の回答をお願いします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 鈴木（裕）議員のご質問にお答えをいたします。

収入についてですが、文書料、介護意見書等ということで、今年度当初よりも若干収入が上回るのではないかとということで、今回収入については見込んだということで、でたらめというようなことではございませんので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 文書料がふえたとありますけれども、73万8,000円という金額、これをふやすには、相当文書の数がふえないことにはこの金額出てこないと思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 当初そのものの見方の中で、一般会計繰入金の中で分類をしておりますので、その辺について、改めて今回の補正については文書料、介護意見書というような表現であらわしましたので、その辺ご理解をいただければと思います。

議長（石崎勝三君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第126号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から議案第136号 平成19年度笠間市工業用水道事業

会計補正予算（第3号）までは、給与改定に伴う補正予算であります。よって、一括して採決をいたします。

〔「議長、退席しているの言わないよ」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所用がありまして25番竹江 浩君が退席しております。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第6号 日豪EPA / FTA交渉に対する意見書について

議長（石崎勝三君） 日程第7、委員会提出議案第6号 日豪EPA / FTA交渉に対する意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業経済委員会委員長上野 登君。

〔産業経済委員長 上野 登君登壇〕

産業経済委員長（上野 登君）

委員会提出議案第6号

日豪EPA / FTA交渉に対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成19年12月17日

笠間市議会議長 石 崎 勝 三 様

産業経済委員会委員長 上 野 登

提案理由であります。日豪EPA / FTA交渉により農産物輸入関税の全面的撤廃になるようなことになれば、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると2兆円から3兆円規模となるとされている。また、食料自給率は30%台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになる。このため、交渉に臨む国に対し意見書を提出するため、本案を提出するものであります。

なお、意見書につきましては、朗読をもって提案とさせていただきます。

日豪EPA / FTA交渉に対する意見書

4月から開始された日豪EPA経済連携協定 / FTA自由貿易協定交渉に対し、オース

トラリア政府は農産物を含む関税撤廃を強く主張するとみられている。オーストラリア政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると2兆から3兆円規模となるとされている。

また、食料自給率は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになる。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったようにオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

貴職においては、下記の点に配慮をし「日豪EPA/FTA交渉」に臨むことを要望する。

記

1. 日豪EPA/FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。
2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月17日

笠間市議会議長 石崎勝三

(意見書提出先)

内閣総理大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

以上、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

議長(石崎勝三君) 以上で、提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で本日の日程はすべて終了し、今期市議会定例会に提出された議案の審議は全部議了いたしました。

これにて平成19年第4回市議会定例会を閉会といたします。

長い間ご苦労さまでございました。

午後2時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 中 澤 猛